

工事の概要（参考）

本資料は、秋田県警察学校・機動隊（20）道場機械設備工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

（1）主な工事内容

○道場（鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 1,340.08 m²）

下記設備の新設を行います。

- ・空気調和設備
- ・換気設備
- ・衛生器具設備
- ・給水設備
- ・排水設備
- ・給湯設備
- ・消火設備
- ・ガス設備

○渡り廊下(1)（鉄骨造 平屋建 延べ面積 97.18 m²）

下記設備の新設を行います。

- ・消火設備

○渡り廊下(2)（鉄骨造 平屋建 延べ面積 47.46 m²）

下記設備の新設を行います。

- ・給水設備
- ・排水設備
- ・消火設備
- ・ガス設備

○既存寮舎（北寮）（鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 1,361.62 m²）

換気設備の改設を行います。

- ・一部ウェザーカバーの撤去新設

○既存道場（鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 615.33 m²）

給水設備の改設を行います。

- ・受水槽室内に給水ポンプを新設及び給水配管の改設

○既存本館（鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 1,289.51 m²）

給水設備の改設を行います。

- ・既存給水配管から分岐

○屋外（秋田県警察学校）

下記設備の改設を行います。

- ・給水設備
- ・排水設備
- ・消火設備
- ・ガス設備

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

1) 施工時間の制限

- ・断水作業（工事期間中2回程度）を予定しており、断水範囲は、秋田県警察学校のうち、女子寮、射撃場、体育館、道場、模擬家屋を想定しています。

2) 施工手順の制約

特になし

3) 施工条件等

- ・入居官署の業務に支障をきたす断水作業、騒音、振動を発生する作業を行う場合は、監督職員と協議し、必要な対策を講じてください。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

(1) 実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和2年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。(工事補足説明事項1.(10)参照)

(6) 余裕期間を設定した工事について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定しています。

工事の始期前の余裕期間内は、現場代理人の工事現場における常駐及び主任技術者又は監理技術者の配置は要しません。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手することはできません。(工事補足説明事項1.(15)参照)

(7) 週休2日促進工事について

工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組む、「週休2日促進工事」としてしています。

補正係数により労務費の補正を行っています。(工事補足説明事項2.(25)参照)

(8) 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行について

受注者が工事着手前に発注者に対して建設キャリアアップシステムの活用に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行工事としてしています。(工事補足説明事項2.(29)参照)

(9) 工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。(工事補足説明事項5.(3)参照)

(10) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項8.(3)参照)

(1 1) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としていきます。(工事補足説明事項8.(6)参照)

3. その他

(1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。(既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。)



http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

